

第3章 役員および事務局

(役員の種類および定数)

- 第12条
1. 本会に、次の役員をおく。
 - (1) 理事 4 名以上
 - (2) 監事 1 名以上
 2. 理事のうち1名を会長とし、若干名を副会長とする。

(役員選任)

- 第13条
1. 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
 2. 会長、副会長の選任は、理事の互選による。
 3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第14条
1. 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
 2. 副会長は、会長を補佐してその業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順位によりその職務を代行する。
 3. 理事は理事会を組織し、定款及び総会の議決に基づき本会の業務を執行する。
 4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 会計及び業務の執行について、問題点を見出したときは、これを会長又は総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をする必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は招集すること

(役員の任期)

- 第15条
1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 2. 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第16条
- 役員が次のいずれかに該当するときは、任期中であっても総会の議決に基づいて解任することができる。この場合当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務を執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他本会の役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(役員の待遇)

- 第17条
1. 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
 2. 役員には、費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、理事会に議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

- 第18条
1. 本会には、顧問及び参与を若干名置くことができる。
 2. 顧問及び参与は缶詰食品産業に関して、造詣の深い者のうちから、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
 3. 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応じ、又は会議に出席し意見を述べる
ことができる。
 4. 参与は、本会の事業に関して会長の諮問に応じ、又は会議に出席し意見を述べる
ことができる。
 5. 顧問及び参与の任期は第15条第1項の規定を準用する。

(事務局及び職員)

- 第19条
1. 本会の事務を処理するため事務局をおく。
 2. 事務局に、事務局長及び職員若干名おく。
 3. 事務局長の任免は、理事会にはかつて会長が行う。
 4. 職員の任免は、会長が行う。
 5. 事務局長は、本会の業務執行の実務を掌握し、職員を指揮監督し、事務を統轄する。
 6. 前各号に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、理事会にはかつて
会長が定める。